

令和3年7月20日

建設業労働災害防止協会

石川支部長 平櫻 保 殿

職場における熱中症対策の徹底に関する要請書

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても熱中症が発生しており、重篤化して死亡に至る事例も跡を絶たない状況にあります。

石川県において、昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死傷者数は121人で、うち死亡者は1人となっています。

猛暑とされた平成30年に死傷者が123人と激増し、その後3年連続で100人を超える憂慮すべき状況となっています。

「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例も含まれています。

入職直後や夏季休暇明けで暑熱順化が十分でないと思われる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られています。

つきましては、熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、事業者がWBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じ、初期症状の把握と緊急時の対応体制の整備を図るなど、より積極的な熱中症対策に取り組んでいただくため、下記事項の取組についての傘下事業場への周知及び指導をお願いいたします。

なお、令和3年は、職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を行う中で、熱中症予防対策を講ずべきことに留意が必要です。

記

- 1 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」について
別添1に示すリーフレットを活用し、熱中症対策を推進すること。
- 2 熱中症警戒アラートについて
環境省熱中症予防情報サイトの熱中症警戒アラートを活用すること。
<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>
- 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
新型コロナウイルス感染防止のため、別添2に示す取組の5つのポイントの実施について徹底を図るとともに、別添2のチェックリストを活用して、新型コロナウイルスの具体的な感染防止対策に努めること。

石川労働局長 吉田 研

